

## 船橋市立船橋高等学校の行田テニスコートを有効且つ適切に活用出来るようにすることを求める陳情

### [陳情の主旨]

現行の船橋市立船橋高等学校の行田テニスコート(砂入り人工芝生コート4面 以下、「当該施設」と記載します。)の使用方法を改善し、市民が有効且つ適切に活用出来るようにすることを陳情致します。

### [陳情内容の詳記]

市議会議員の各位様に陳情内容を仔細にご理解して戴けることを願い、長い陳情文面になっておりますが丹念にご覧戴き、慎重なご審議をなさって下さるようお願い致します。

先ず、学校体育施設開放事業の概要と市民の庭球場の使用現況等を記述します。

当該施設は、市立船橋高等学校(以下、「開放校」と記載します。)の庭球部が優先的に使用する施設です。

当該施設は、「船橋市立学校体育施設開放事業」の一環として、平成28年5月から開放校の庭球部が使用しない曜日・時間帯に市民への一般使用開放がなされております。

学校体育施設開放事業は、「スポーツの普及振興及び市民の健康増進」に資することを目的として、学校体育施設の有効活用を図ることにあります。

船橋市の学校体育施設開放事業は、平成20年3月31日に制定された「船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則(以下、「規則」と記載します。)及び「船橋市立学校体育施設等の開放に関する要領(以下、「要領」と記載します。)」に基づいて実施されております。

現在、運動場の使用開放に市立の小・中・高の 76 校が、体育館の使用開放には 82 校が学校体育施設開放事業実施校に指定されております。

船橋市の人口は、時の推移とともに増加しており令和2年9月末で644,151人(住民基本台帳人口)に達しております。

この人口増加に伴い、テニスを行なう市民が大幅に増え、コートの利用確保が極めて困難な状況になっております。

令和元年度一年間の市民の庭球場の使用者総数は、234,435 名(5施設の使用者総数)に達しております。

テニスは、プレー費用が安くコート確保さえ出来れば容易に出来るスポーツであります。

主婦層を始めとして高年齢者層にとっては格好のスポーツとなっております。

高齢者の健康維持と医療費削減の見地から、大いに奨励されるべきスポーツであります。

現在、当該施設の一般使用登録は63団体(会員総数:691名)で、令和元年度一年間の使用者総数は6,350名となっております。

当該施設の使用者は、当該施設の近隣に在住・在勤・在学する者に限らず、船橋市内全域に及んでおります。

この使用者の実態については、市の担当者に会合の席上で丁寧に説明を終えております。

当該施設の現行の使用時間帯は、平日の「09時～12時」と「12時～15時」の二区分(3時間単位)となっております。

学校体育施設の使用団体登録申請には、船橋市に在住・在勤・在学していることを要件として、10名以上の氏名を記載して申請するように定められております(※規則第2条)。

テニスは、野球・サッカー・バレー・ボーラー等と異なり多数で行うスポーツではありません。

コート一面に対しダブルスゲームでは4人乃至8人程度、シングルスゲームでは2人乃至3人程度でのプレーとなります。

当該施設を使用したい意思が有っても10名を集めることが出来なくて、使用登録申請を断念している市民もおります。

学校体育施設の使用団体登録申請に10名以上の氏名の記載を求める「規則第2条」の定めは、当該施設の使用状況から乖離しております。

学校体育施設の使用開放は、学校地域のPTA活動に端を発しております。

校舎に併設された体育館を使用して、父母の集まりがバーボールやバスケットボールなどを行ない、学校に在籍する児童・生徒が校庭を利用して野球・サッカーなどを行なっております。

この利用状況を整理し、各自治体が「学校体育施設開放事業」として制度化を図りました。

当該施設は、開放校から約4.9kmも離れており、車の通常走行でも25分前後はかかる距離にあります。

この距離的な事情から、一般使用開放について開放校が関与出来る状況ではありません。

校舎に併設されている体育館や校庭の施設使用開放とは大きく事情が異なります。

従って、当該施設は、前述の規則及び要領で規定する体育施設と同じ枠に嵌めるのは適切ではありません。

※ 以下、当該施設の使用について改善して戴きたい具体的な陳情内容を①から③に詳記致します。

① 当該施設を社会体育施設と位置付けて、管理運営は市の担当部署が担つて下さるよう陳情します。

この事項に関する記述は多岐に及びますので、三つの項目に分けて記載します。

[その一]:当該施設使用上の騒音及び整備等に関する事項について

当該施設は、約11～12mの道路幅を挟んで多くの住宅が建てられている処に設置されております。

創設当初から、当該施設の近隣に在住されている市民から「騒音」に対する苦情が度々寄せられております。

かつての文教委員会記録(及び録画)に拠ると、開放校の担当者が文教委員会の席上で、騒音に対して苦情を寄せる住民との関係が改善されているかの言辞を述べております。

しかし、現状は改善されているとは言い得ず、住民側に我慢を強いている、住民側が我慢している実態は変わっておりません。

ソフトテニスボールの打球音は甲高く響くことから、高校生は気兼ねしつつの練習を強いられています。

勿論、プレーを鼓舞する大きな声援などは一切出来ない状況であります。

開放校の高校生は、諸々の制約を受けている環境での練習を強いられています。

現在、防音設備として、縦1.8m 横3.4mの防音シートが19枚一列に設置されております。

この一列に設置された防音シートには「結束バンド」を付けていない箇所が有り、設置が完了していないままの状態になっています(※このままでは、強風に耐えることは難しい状態です。是非、設置は完了すべきです。)。

騒音防止を堅固にする為、さらに同じ幅で高さを増して(2段にして)防音シートを設置する必要があります。

コート使用後の整備は、使用者のマナーで、プレー終了後コートブラシを使って丁寧に行なわれております。

ところが、開放校の高校生は、マナーとしての整備だけでなく、いろんな整備作業を行なっております。

人工芝の上に砂を撒く作業、破損したネットの交換も行なっております。

さらに、コート(4面)の四方に張られているフェンスの下の部分とコート面の間に隙間があり、この隙間からテニスボールがフェンスの外に出るのを防ぐため、ペットボトル数百本に水を入れて設置する作業も行なっております(※この作業は業者に依頼し、既設のナイロン製ネットをコート面に接着するまで下げることで簡単に済むことであります。)。

フェンス設置が適切でないことから、高校生に負担を強いる結果となっております。

陳情主旨とは違いますが、法典公園には開放校のサッカーホールが優先的に使用している「サッカーホール」があります。

サッカーホールが使用しない日時には、一般使用開放がなされています(※予約が出来るシステムを執っています。)。

このサッカーホールは、社会体育施設として位置付けられております(※市の担当部署に確認済みです。)。

このサッカーホールの管理運営は、市の担当部署がその任に就いております。

サッカーホールの整備は、市の指定管理者に指定されている(財)船橋市公園協会が全て行なっております(※法典公園・運動公園等のテニスコートの整備も、(財)船橋市公園協会が担っております。)。

サッカー場の傍には、「部室」と呼称されているサッカーチーム専用の2階建ての立派な建物が設置されております。  
開放校のサッカーチームの高校生は、技量向上だけに専念出来る環境を与えられております。  
開放校の一部の職員には、当該施設の管理運営を市の担当部署が担うと庭球部の活動が制限を受けるのではないか？と懸念しているむきがあります。

この懸念は、開放校の庭球部は、かつて20数年間に亘って、専用的に使用出来るテニスコートが無く、市営コートや他校のコートを借りて練習を重ねて来た経緯に拠るものと解されます。

しかし、懸念は開放校のサッカーチームが法典公園のサッカー場を練習場としている形態と同様の形態を執れば容易に払拭出来ることであります。

市の担当部署は、一般の使用開放だけでなく、開放校の使用も包含して当該施設の管理運営の任にあたるべきであります。

当該施設を社会体育施設と位置付け、前述の「サッカー場」や「行田運動広場」等の管理運営と同様の形態を執るべきであります。

当該施設の管理運営を市の担当部署が担うことは、行財政改革推進遂行の流れに合致することになります。

#### [その二]:学校体育施設開放運営委員会の委員構成とその活動等に関することについて

一般開放使用時間帯における当該施設の管理運営は「学校体育施設開放運営委員会」に委ねられております。

この運営委員会の委員(役員)の構成については、前述の要領第2条に規定されております。

この規定には、「次に掲げるものの中から選出された5名以上の委員をもって構成する」と規定されております。

(1)開放校の教育職員(2)開放校の保護者(3)開放校の地域に属するスポーツ推進委員

(4)開放校の使用登録団体代表者(5)その他教育委員会が必要と認めた者、と記されております。

現在、当該施設の運営委員会の委員には「開放校の教育職員3名・保護者1名」と「施設使用登録団体の代表者から選出された2名・スポーツ推進委員1名」の計7名が就いております。

この委員構成は、施設使用登録団体の代表者から選出された委員を除き、極めて形式的なものとなっております。

開放校から推薦された委員は、単に委員名簿に記載されているだけの状態です。

一般使用開放における当該施設の管理運営は、専ら使用登録団体の代表者から選出された委員だけがその任に当たっております。

平日の昼間、生徒の指導に当たっている教育職員、校務に携わっている教育職員が当該施設の開放運営委員会の委員の任に就くことには無理があります。

前述のように、開放校の校舎に併設されている体育館や校庭の使用開放とは距離的な面でも事情が異なります。

開放校から推薦された委員は、一般開放の使用時間帯に何らかの問題が生じても、迅速且つ適切に対応出来る状況にはありません。

使用登録団体の代表者から選出された委員が、騒音や当該施設を使用しての営利行為に対する注意喚起の掲示、騒音を発した団体や営利行為を行った団体に対しては隨時注意喚起を行っております。

この現状から、学校体育施設開放運営委員会の委員構成について定めている「要領第2条の規定」は、当該施設の運営委員会の委員の構成については適切でない規定となります。

#### [その三]:施設使用登録申請書等の記載事項に関する審査を正確に行なうことが出来ていないことについて

学校体育施設を使用するには、「学校体育施設使用登録団体申請書(第1号様式)」及び「登録団体員名簿(第2号様式)」を教育委員会教育長宛に提出することが求められております。

事務手続きとして、学校体育施設の使用登録団体の代表者は上記の両書面(第1号様式及び第2号様式の書面三部)を運営委員会の会長宛に提出するシステムを執っております。

運営委員会の委員(会長)が、両書面の記載事項を審査するシステムを執っております(前述の規則第7条2項には、「教育委員会は、…、その内容を審査し、…」と規定しております。)。

上記の両書面の記載事項(内容)の審査が正確に行なえるシステムが出来ておりません。

審査する委員の審査そのものが適正を欠いているのではなく、両書面の記載事項(内容)の真偽を確認するシステムが出来ていないことから適正を欠くことになっております。

審査する側は、両書面の記載事項に誤記・齟齬が無ければ、記載内容の真偽に立ち入ることは出来ず、形式的な審査にとどまります。

つまり、施設の使用要件である「船橋市在住・在勤・在学」の真偽を確認することが出来ません。

市の担当部署が原案を作成した申請方法が曖昧であることから、適正を欠く申請を招く結果となっております。

一方、市営体育施設や公民館の使用申請手続きでは、申請者本人が手続きの窓口に赴き、本人であることを確認出来る運転免許証・保険証・学生証等を提示し、対面形式で施設使用カードの交付を受けるシステムを執っておりまます。このシステムを執っているのは、「不正登録」を防止するという合理的な理由が有ります。

この諸事情の不備を改善する為にも当該施設の管理運営は市の担当部署がその任に当たるべきであります。

② 当該施設の使用申込みに、他の市営コートと同様に「抽選申込み及び随時予約」が出来るシステムを執って下さるよう陳情します。

開放校の庭球部が使用する曜日及び時間帯は施設使用を「不可」とし、庭球部の使用しない曜日・時間帯について、抽選申込み及び随時予約が出来るシステムを執って下さるようお願い致します。

庭球部と一般使用開放の使用時間帯が異なることから、施設の使用上競合することは全くありません。

使用申込みの簡素化とテニスを行なう多くの市民が公平且つ有効に使用出来るシステムを執るべきであります。

当該施設を社会体育施設と位置付け開放校の庭球部の優先的使用を堅持しつつ、限られた資産の有効活用と市民の便益を図る見地から、他の市営コートと同様の使用形態を執るべきであります

③ 現行の施設使用時間帯二区分(3時間単位の使用)を「09時～11時・11時～13時・13時～15時」の三区分(2時間単位の使用)に変更して下さるよう陳情します。

前述の規則第6条1項に(開放日時)の条項があり、この中に「使用時間」に関する記述が有ります。

「…、使用時間は、1団体1回につき3時間以内とする。」と規定されております。

この使用時間に関する規定は、どの組織が定めるかなど極めて不明確な条項となっております。

仮に、「運営委員会」が定めるべきとしても、前述のように当該施設の運営委員会の構成が形式的で機能出来ないことから適正な関与は出来ません。

現行の使用時間帯は、二区分(09時～12時・12時～15時の3時間単位)となっております。

二区分だと、四面のテニスコートを全部使用したとしても一日に使用出来るのは8グループだけとなります。

ところが、使用時間帯を三区分(2時間単位)にすることに因り、一日に12グループの使用が可能となります。

一週間(月曜日～金曜日の間の使用)で、20グループの使用増加となります。

他の市営コートの使用時間帯は、全て「2時間単位」となっております。

この施設使用時間帯に関して、当該施設の使用登録団体を対象にしてアンケート調査を行った経緯があります。

アンケート実施の結果は、二区分(3時間単位の使用)に賛成が6割、三区分(2時間単位の使用)に賛成が4割でした。

アンケート調査は集計を待たずして、その結果を予測出来ておりました。

この結果を予測出来た事由は、使用登録団体申請を終えれば、使用するか否かは当該登録団体の自由、3時間の間の何時(なんどき)に行き、何時にプレーを止めても自由ということにあります(※ペナルティーを科されることはありません。)。

この使用状況は、施設の有効活用の見地から決して好ましい状態ではありません。

このアンケートの実施及び経緯については、市の担当者に会合の席上で詳細に説明を終えております。

冒頭に、市民のテニスコート利用が逼迫していること、コート利用確保が困難であることについて記述しました。

この現状を緩和する為にも、当該施設の使用時間帯を二区分(3時間単位)から三区分(2時間単位)に変更して下さる陳情致します。

以上、①から③にわたって改善・改革して戴きたい陳情内容を詳細に記載しました。

船橋市は、行財政改革と言う大きな指針を掲げ、その推進遂行に力を入れております。

しかし、この指針が市役所組織の隅々まで周知され浸透しているか？は、市民目線からは疑念があります。

市民は、行政機関の動きや市議会議員各位様の言動を注視し、それぞれの機関・組織の活躍に期待しております。

行財政改革は、各機関・各組織の改変や事業の見直しを行なうべきことは当然であります。

先ずは、各機関・各組織において細かな事業・事務内容の改善・改革の積み重ねこそが大切であります。

行財政改革は、執行機関・決議機関・市民が一丸となって推進遂行することが重要であります。

資産の有効活用と当該施設を市民が有効且つ適切に活用出来るようにする為、市議会議員の各位様に慎重なご審議をお願い申し上げます。

